

5 川 監 公 第 1 1 号
令和5年12月13日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和5年10月18日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

(別紙)

5 川 監 第 7 0 9 号
令和5年12月13日

請求人 (※氏名省略) 様

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

川崎市職員措置請求について (通知)

令和5年10月18日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第 1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙 1（事実証明書等は添付省略）のとおり、令和 5 年度収集運搬業務委託において、空き瓶等の収集運搬業務に係る委託契約で担当職員の指導により実質的な再委託となる車両の有償譲渡及び従業員の再雇用がなされたこと、また、ミックスペーパーの収集運搬業務に係る委託契約で不適切な委託料設定がなされたこと等から、市に損害が生じている等として、入札の公平性が損なわれることがないように必要な審査機能を強化するなどの改善措置を求めるものである。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和 5 年 10 月 18 日付けでこれを受理し、監査対象局を環境局とした。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施にあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月 20 日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第 8 項の規定に基づく環境局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙 2 のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第 242 条第 8 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月 20 日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙 3 のとおりである。

3 監査対象事項

法第 242 条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、また当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合などに、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人が監査対象事項とする具体的な財務会計行為は、本件措置請求書、事実証明書等の内容から、次のとおりと認められる。

- (1) 件名を「空き瓶収集運搬業務委託（中原区）」として、市と落札した事業者（以下「落札事業者」という。）との間で令和4年8月9日付けで締結された委託契約における契約の締結又は履行
- (2) 件名を「空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（川崎区）」として、市と落札事業者との間で令和4年8月9日付けで締結された委託契約における契約の締結又は履行
- (3) 件名を「空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（幸区）」として、市と落札事業者との間で令和4年7月19日付けで締結された委託契約における契約の締結又は履行
- (4) 件名を「ミックスペーパー収集運搬業務委託（幸区）」として、市と落札事業者との間で令和5年6月5日付けで締結された委託契約（以下「本件ミックスペーパー関連業務委託契約」という。）における契約の締結又は履行

上記（1）から（3）までの各契約をまとめて、以下「本件各空き瓶等関連業務委託契約」といい、上記（1）から（4）までの各契約をまとめて、以下「本件各委託契約」という。

なお、請求人の求める措置の内容については、本件各委託契約の締結又は履行に違法又は不当な点があるとして、監査委員に対し、必要な措置を求めているものと解して、所定の要件を具備しているものとした。

以上から、本件各委託契約の締結又は履行に違法又は不当な点があるかどうかを監査対象とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

- (1) 空き瓶、空き缶・ペットボトル、ミックスペーパー等の収集について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条の規定によれば、一般廃棄物の処理責任は市町村にあるとされ、同法第6条の2の規定に

よれば、市町村は一般廃棄物処理基本計画に従って、収集し、運搬し、及び処分する必要があるとされている。

本市では、家庭から排出される一般廃棄物のうち、空き瓶、空き缶・ペットボトル、ミックスペーパーなどの資源物等について、収集運搬業務を民間事業者に委託している。

(2) 本市の資源物等収集運搬業務委託契約の入札について

本件各委託契約を含む本市の資源物等収集運搬業務委託契約については、市内を5地域（川崎区、幸区、中原区、高津区及び宮前区、多摩区及び麻生区）に分けた上で、品目ごとに5地域分の個別契約を締結しており、収集運搬業務を実際に行うのは、契約締結の翌年度から5年間である。

入札の方法については、一般廃棄物収集運搬業許可を有する市内業者を対象とした指名競争入札を採用している。なお、令和2年度の入札から最低制限価格を適用している。

(3) 本件各委託契約に係る入札と契約について

本件各委託契約に係る手続については、資源物等収集運搬業務委託契約に関する要領等に基づき、次のように実施されている。

ア 本件各空き瓶等関連業務委託契約について

平成29年度に締結された前契約の期間が令和4年度末で終了となるため、令和4年7月中に入札を行い、本件各空き瓶等関連業務委託契約をそれぞれ締結している。

イ 本件ミックスペーパー関連業務委託契約について

平成30年度に締結された前契約の期間が令和5年度末で終了となるため、令和5年6月中に入札を行い、本件ミックスペーパー関連業務委託契約を締結している。

(4) 再委託の禁止について

本件各委託契約の各契約書に添付された契約約款第5条では、再委託の禁止として、受注者は、業務の全部又は一部を第三者に（再）委託し、若しくは請け負わせてはならないとする旨が記載されている。

(5) 車両の調達及び人員の確保について

本件各空き瓶等関連業務委託契約の入札参加資格では、業務に必要な車両の所有権又は使用権原を有していること、若しくは調達できることとされている。

また、本件各空き瓶等関連業務委託契約の仕様書によれば、本業務に必要な人員は、地元での雇用促進に配慮し、受注者が直接雇用すること、資格を有する作業は必ず有資格者が行うこととされている。さらに、契約の履行にあたり、下請けの使用、協力会社及び関連会社並びに組合にあつては組合を構成する法人からの人員の提供を受けてはならないとされている。

関係書類の確認等によれば、本件各空き瓶等関連業務委託契約の落札事業者はそれぞれの業務開始の際、有償譲渡により車両の使用権原を取得しており、従業員についても直接雇用している。

(6) ミックスペーパーの収集運搬業務委託契約の委託料について

本件ミックスペーパー関連業務委託契約を含む令和5年度入札実施のミックスペーパーの収集運搬業務委託契約における委託料の予定価格の算定にあたっては、収集地区の収集量、走行距離等を考慮した上で車両の定数（定数車）を決定し、定数車を稼働するための運転手及び作業員2名分に加え、事務処理作業の事務職員及び業務責任者分を計上するとともに、車両の故障時等の対応として定数車に加えて予備車1車分の購入金額を設計金額に入れている。

なお、令和5年度入札実施のミックスペーパーの収集運搬業務委託契約において、本件ミックスペーパー関連業務委託契約の対象地域である幸区と搬入先が同じである川崎区とで、定数車の車両数を比較すると、次のとおりであった。

	定数車
川崎区	3台
幸区	2台

同様に、予定価格を収集運搬計画量で割り戻した場合の金額の比較は、次のとおりであった。

	1トン当たり（端数切捨て）
川崎区	35,700円
幸区	35,781円

2 監査委員の判断

- (1) 本件各委託契約の締結又は履行に違法又は不当な点があるか
ア 本件各空き瓶等関連業務委託契約について

請求人は、本件請求の理由として、従前の事業者から落札事業者に対し、車両の有償譲渡及び従業員の転籍が行われたことが実質的な再委託に当たり、これにより、本来必要のない経費が発生している旨主張していると解される。そのため、禁止されている再委託が行われていることにより、本件各空き瓶等関連業務委託契約の締結又は履行に違法又は不当となる点があるか、以下検討する。

本件各空き瓶等関連業務委託契約の契約書の契約約款第5条において再委託が禁止されている趣旨は、落札事業者から無責任な業者等に委託されることによって、受託業務の履行に係る責任の所在を不明確にし、受託業務が適切に履行されないおそれが生じることにあると解される。このような趣旨に照らせば、問題となる行為が受託業務についての責任の所在を不明確にするものといえる場合には、実質的には再委託に当たると解される。

本件各空き瓶等関連業務委託契約において、落札事業者は従前の事業者から車両の譲受及び従業員の転籍の受入れを行っているが、車両の譲受によって責任の所在が不明確になったという事情はうかがわれなし、従業員の転籍によって、従前の事業者の指揮監督権は失われ、直接雇用した落札事業者のみがその従業員に対する指揮監督権を有することになるのであるから、この転籍によって責任の所在が不明確になるということもできない。

このように、落札事業者による車両の有償譲渡等は受託業務の責任の所在を不明確にするものではないのであるから、実質的にも、これらの行為が契約約款で禁止された再委託に当たるとはいえない。

その他、本件各空き瓶等関連業務委託契約の締結又は履行が違法又は不当であることを示すに足りる証拠等は提出されていない。

以上からすると、市に損害が発生しているかを論ずるまでもなく、請求人の主張は認められない。

イ 本件ミックスペーパー関連業務委託契約について

請求人は、本件請求の理由として、本件ミックスペーパー関連業務委託契約において不適切な委託料設定がなされ、その結果市に損害が生じているとする旨主張していると解される。そのため、予定価格の設定において、本件ミックスペーパー関連業務委託契約の締結又は履行に違法又は不当となる点があるか、以下検討する。

幸区を対象地域とする本件ミックスペーパー関連業務委託契約では、他の地域よりも定数車の車両数は少ないものとなっている（川崎区では3台だが、幸区では2台である。）。

そのため、他の地域と同額となる事務職員、業務責任者等の人件費及び予備車両購入費の固定費が含まれた価格を定数車の車両数で割り戻した場合、定数車が少ない幸区では、請求人が主張するとおり、他の地域よりも定数車1車当たりの予定価格が高くなることは事実である。

しかしながら、他の条件がすべて同等であればともかく、そのような事情は認められない本件においては、定数車1車当たりの予定価格が高いことのみをもって、本件ミックスペーパー関連業務委託契約の予定価格の設定に違法又は不当な点があるということとはできない。

なお、令和5年度入札実施のミックスペーパーの収集運搬業務委託契約について、その予定価格を収集運搬計画量で割り戻した金額を幸区（本件ミックスペーパー関連業務委託契約）と川崎区とで比較すると、幸区では1トン当たり35,781円となるところ、川崎区では1トン当たり35,700円となり、大きな差異はないといえる。

その他、本件ミックスペーパー関連業務委託契約の締結又は履行が違法又は不当であることを示すに足りる証拠等は提出されていない。

したがって、市に損害が発生しているかを論ずるまでもなく、請求人の主張は認められない。

(2) 結論

以上のとおり、本件各委託契約の締結又は履行に違法又は不当な点があるとはいえず、請求人の主張はいずれも理由がない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

本件各委託契約では、予定価格に車両購入費が計上されている。そうすると、従前の事業者が現契約において購入した車両を引き続き使用する場合、参入しようとする事業者は新たに車両を調達しなければならないため、次契約の入札において不利になってしまうことが考えられる。そのため、公平性の観点から車両の積算方法等について、他都市の状況等を踏まえて検討する必要がある。

資源物等の収集運搬業務委託契約において、公平性をより担保することにより、市民の行政に対する信頼の確保に努めるよう望むものである。

川崎市職員措置請求書

川崎市収集運搬業務委託に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

川崎市議会を傍聴しました。そこでの質疑について、市議等から聞き取りをしたところ、地方自治法の趣旨に反する以下のような川崎市職員の問題点を把握しましたので、法に基づき改善を求め措置請求書を提出いたします。

- ① (請求対象)環境局生活環境部収集計画課
- ② (監査対象事項の特定)令和5年度収集運搬業務委託
- ③ (違法または不当とする理由)

その1)

収集計画課の■■■■係長は、令和5年度の「空き瓶収集運搬業務委託(中原区)」及び「空き缶・ペットボトル収集運搬業務委託」の落札業者から、落札したものの委託業務に必要な車両及び人員の不足が不足する旨の相談を受けた際、本来であれば入札の辞退を指導すべきところ、前年度の受託業者から車両の有償譲渡及び従業員の再雇用するよう落札業者を指導(実質的な再委託)

その2)

令和5年度の「ミックスペーパー収集運搬業務委託」において、予定価格1台あたりの積算を確認したところ、区の面積が7区で一番狭く、かつ山坂もない幸区が一番高い設定となっているなど、積算根拠に妥当性がないこと

- ④ (損害)

その1及びその2

実質的な再委託である今回の指導により落札業者は本来必要のない車両の譲渡費用等が発生しており、その経費が委託費用に転嫁されている可能性があります。なによりも今回の職員が行った落札業者への指導は、入札の競争性を損なうものであり、業者との癒着や談合などを疑われても仕方がないと言わざるを得ません。こうした業者と行政の馴れ合いの中で「ミックスペーパー収集運搬業務委託」における不適切な委託料設定がなされ、結果、市の損害が発生したものです。

- ⑤ (措置請求内容)

その1及びその2

行政職員の恣意的な判断により入札の公平性が損なわれることがないよう、当該行為を事前に防止するために必要な審査機能(契約履行中の車両等を差し引いた新規契約の履行力の確認、算定根拠の客観性の確認等)を強化するなどの改善措置を求めます。

2 請求者 (※氏名等省略)

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

別紙 市議会質疑用資料

- ・市議会ホームページから
- ・市議会質疑用資料

(資源物等収集運搬業務委託の受託者の変遷、車両画像、単価比較)

令和5年10月16日

川崎市監査委員あて

※氏名等を除き、原文のまま

請求人の陳述（要旨）

業務委託における不正入札と言うか、すごく稚拙な談合がある。

それで、稚拙と言うか、非常にいいかげんというか、普通、談合するんだったら注意してやりなさいよというような内容なことが行われているなというのが容易に推察できる。

そこで、実態を教示いただきたいと思い、当該住民監査請求を依頼することとした。

それでは、具体的に入っていく。川崎市職員措置請求書というのが第1番目に出した資料。もう一つが、資源物等収集運搬業務委託入札参加希望調書の提出について。

これを見ると、そもそも業務委託した、そして落札した業者から必要な車両及び人員の不足があると収集計画課の係長に相談が行っている。

本来であれば、これをやると、当然お金が変わってくる。例えば、不足した人間、そもそも入札できない訳だ。なぜかといったら、入札要件に足りていないから。車両が不足している、人員が不足しているというのは、入札要件に逸脱しているから本来入札できない訳だ。真っ当に考えれば。ところが、入札で落札しちゃった。

赤字で取る覚悟で取るんだったら、それはそれで結構だけれども、普通、赤字で取るというのは、よっぽどのことがない限り取ることはない。赤字で取るということがないかという、正直言っている。それは先を見据えての話になる。そういうことは実はあるけれども、時代が変わってきて、例えば、将来的に値段が下がっていくことを前提として、それで赤字で取って、何年かしたら黒字化するということは、普通あまり考えない。それはなぜかといったら、次の年、幾らで見積価格が出てくるかとか、いろいろなことが分からないから、やらない。

だから、本来ならば入札できないところを入札しちゃって、さらに、その受託業者から車両の有償譲渡及び従業員の再雇用をするよう落札業者を指導しているということが出てくる訳だ。

指導すると、確かに指導してもらえばありがたいだろうけれども、そうすると譲渡費がかかる。

それから、あともう一つ、人員が不足しているということになると、不足した人員をカバーするということになるから、人件費、それから通勤費等々の費用がかかる。これは当初の入札価格には反映されていない訳で、ということになれば、当然これは値段が変わるだろうと思う。

変わらない唯一の理由があるとすれば、新車を準備しないで、本来、新車を準備すると聞いているけれども、それで、減価償却も変わるし、譲渡価格、新車購入価格の差額も出る。それらを勘案すると、10万分の1かわからないけれども、その費用変動分の全てが落札価格に、差額が発生せずに吸収されてしまうということがあり得る。似たような話はどこにでもあってもあるけれども、ちょっとこれは、あまりにも偶然が作用する。

そして、そもそも入札できない、資格がない人が入札して、それでいて、しかも入札したら、色々不備が出てきて、それを市の担当は、だったらお前はもういい、それをお前、できないではないかと、もう一回入札をやり直すしかないぞと。若しくは、来年からお前のところ入札参加させないよ、というペナルティーが科されて当然である。企業の理論はそういう理論なので。ところが、それをやらないで御丁寧に指導くれる訳だ。

普通、こういうことをやる場合というのは、企業においては1つある。特命物件の場合だ。特命物件の場合だと、最初からここに依頼するということを決める。そして値段も決める。それで、その特命物件を依頼する業者に対して、参考見積り業者を幾つか選んで、参考見積りを入れなさいと。

一社の特命物件にするには、特命物件にする理由というのは非常に長く要るから、それはなるべくしたくないので、仲間の業者を入れて、入札させる若しくは一社購買にしていけないというアリバイをつくる場合がある。

これは、企業の人間ならば常識。私は技術屋をずっとやっているけれども、営業にもいたし、だから、やり口も全部、実は知っている。

そういうこともするけれども、これはそもそも特命物件である必要はない。

なぜかという、その業者でしかできないことをやっている訳じゃないからだ。

それはおかしいという話なので、辞退。

そもそも入札できない業者が入札に参加して、しかも落札して、不備があることが分かって、指導された。何で辞退を指導しないのでしょうかというのは、それは当然の話だと思う。

それで、あと、これはすごく、はっきり言って稚拙。なぜかという、これは予定価格2億7000万で決まっている。それでいて、これを見ると、かなりみんな上へ行って、下を潜っているのが1社あるけれども、極端に低い。これは当然ロアリミットで、これは落札できない訳だ。まあ、どうせやるのだったらロアリミットをあと1社ぐらい入れてもよかったのではないのとも思う。

それと、あまりにもこの数値というのが、はっきり言ってもう少し考えなさいよと言いたい訳で、普通考えると、こういう見積りは出さない。企業の考え方からすると。なぜかという、明らかにG社が取ることが分かっている訳だから、G社が幹事社をやっている訳で、例えば幹事社ではなくたって、談合に参加するということは、あんたのところは大体ロアリミットとアップーリミットがこのぐらいだと考えると、このぐらいの間に入れましょうねという話はする。そうしないと、そもそも談合にならない。その割には、これは実に稚拙。

さらに2回目、2億7000万なのに、B社は2億7800万、おかしいではないか、これ。だって2億7000万と決まっているのに、何で上にするの。これは本当だったら2億6900万ぐらいに書いておくというのが手で、そうしないと、明らかに不審に思われる。

ところが、これを2億9000万で書いた場合には、逆に値差が、この場合だったら、ちょっとは努力したね、で評価されるだろうけれども、あまり値差が縮まっていると、逆に談合とすぐ分かっちゃう。これは企業の常識。

さて、それで次の話だけれども、私がもう一つ、非常によく分からないのは、北から南に行くに従って、お金、高くなっていっている。そして、これは非常に不思議な話である。幸区というのは川崎の7区の中での面積は、一番狭い。それで、北のほうは多摩区、麻生区から、南のほうは川崎区までであるが、一番狭い幸区だけ価格が高い。

これが合理的と説明できる場合というのは、こういう場合である。

例えば、ごみ、だからミックスペーパー等の収集対象家屋が最大である場合。

2番目、収集家屋対象事業者、だから会社が最大の場合。

もう一つ、収集巡回距離が、面積は狭いにもかかわらず、道路としての距離が一番長い場合。この3つしかない。

こういうデータがあれば、幸区が一番高いですよと言われても、ああ、そうですかと、それは納得する。これは納得に足る理由だから。

ところが、こういうデータというのは全部、本来ならば市は分かっているとおかしい。なぜかといったら、実は家屋だって事業者だって税の徴収の対象だから。

それともう一つは、道路というのは舗装の計画が出るから、一体総距離で何キロメートルとか、これは当然分かっていると、そもそも市の行政は成り立たない基礎データな訳である。

そして、こういう基礎データがあるんだったら、やはり幸区が一番高いという理由というのは、それで説明できるけれども、そういうデータが市は持っていなければいけなくて、照らし合わせてみて、やはり幸区が高いよという話になったら、これは合理性がない。合理性って案外怖いところがあるから。

それで、これ、合理性の根拠がないという話になると、そもそも競争入札の実施根拠というものが揺らいでくる。

そして、もし競争入札をしようんだったら、これもあまりにも稚拙な話で、もしそれだったら、最初から特命物件にしてしまう方が、ずっと説明はしやすいはずだ。

ところが、これはできない。市の行政では、特命物件はその業者に頼むことにおいて著しい利益があるということを証明しなければいけなくなる。これは結構面倒だ。

一応そういうことで、何というか、実質的にはこれは業者丸投げである。

そして、普通、業者丸投げをやる場合というのは、これは幾つか理由があるが、それは、今までもそうだったからやっている、これが1番。

2番目、そのやり方で大した障害が発生、不具合が発生した事例がない。

この2つというのは、大きい理由としてあり得る。

では、例えば、これをやることによって、毎年やっているからこうなっているということとは、実は非常に簡単に分かる。

なぜかという、どこの業者が落札しているかというのは、毎年毎年、過去を追って調べてみれば全部分かる。そうすると何が分かるかという、ジョン・スチュアート・ミルじゃないけれども、最大多数の最大幸福、業者にとっての。

だから、どの業者も必ず外れてはいない、どこかで何かには必ず取っているということが分かる訳だ。

それは、当然、他に参入する業者がなくて、参入する業者はいつも決まっていて、それ以上、最大限の業者がその入札に参加をしていて、それで公平な入札の結果としてこのようになったというのは、これはちゃんとした説明である。

だけど、ちゃんとした説明をするには、ちゃんとした値段で落としているのが前提で、どうもそれがちょっといいかげんなような感じがしている。

だから、先ほど申したように、市はいろいろなデータを持っている訳で、そのデータに照らし合わせていくと、色々な入札価格に対するチェックということはできるはずだ。

ところが、やっていない訳だ。これは、かなり、言いたくないけれども、ちょっとずさんというか、いいかげんというところがあるかもしれんなどは思う。

別に役所の方の仕事は多岐にわたるから、これだけやっている訳ではないのは当然だけれども、基本的には私なんかも随分長いこと住民税を払ってきている訳だから、税はやはり有効に使ってもらいたいと思っている。

そういう観点から、指名競争入札行為から具体的にその委託契約に至る過程というのを十分監査していただきたいと思う。これは当然の話で、金が絡んでいるから。企業の人間は、金が絡むと突然怖くなる。

あと、入札予定価格の積算の妥当性についても監査していただきたい。なぜかと言うと、幸区が一番高い。さっき申したとおり、事業者、家屋、道路、総距離、そういったものがちゃんと分かっているはずなので、お願いしたい。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

関係職員の陳述（要旨）

では、住民監査請求に対する市の考え方について、説明させていただく。

一般廃棄物の収集体制について、まず説明する。

一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条において、市町村に処理責任がある旨の定めがあり、第6条の2において、市町村は一般廃棄物処理基本計画に従って、収集、運搬、処分する必要があるとされている。

本市では、普通ごみ、粗大ごみ、小物金属、資源物（ミックスペーパー、プラスチック製容器包装等、空き缶・ペットボトル、使用済み乾電池、空き瓶）の8分類9品目の分別収集を実施している。

収集運搬業務の委託については、平成20年度の粗大ごみから順次、資源物を民間事業者へ委託しており、令和3年度には普通ごみの大規模集合住宅など一部を委託している。

収集車両については、直営のごみ収集関係車両の定数車両数は、小型パッカー車を中心として139車、委託の定数車両数は、普通ごみが7車、空き缶・ペットボトルが32車、空き瓶が25車、プラスチック製容器包装等が29車、ミックスペーパーが19車、小物金属が17車、粗大ごみが24車で、小型パッカー車、中型パッカー車、箱型のダンプ車等が混在した計153車となっており、車両数ベースでは、直営1に対して委託1程度の割合となっている。

環境局の組織としては、4つの生活環境事業所があり、川崎区を川崎生活環境事業所、幸区・中原区を中原生活環境事業所、高津区・宮前区を宮前生活環境事業所、多摩区・麻生区を多摩生活環境事業所と地域ごとに所管し、委託業者の管理を含めて廃棄物の収集運搬を行っている。収集運搬業務全般の統括管理については、収集計画課が担い、収集運搬業務委託の契約事務についても所管している。

次に、委託業務に係る入札方法について、説明する。

本市の収集運搬業務委託については、品目ごと及び地域ごと（川崎区、幸区、中原区、高津区・宮前区、多摩区・麻生区）に契約を締結しており、業務履行期間5年間の業務委託契約としている。

入札方法については、一般廃棄物収集運搬業許可を有する市内業者約70社を対象とした指名競争入札を採用しており、著しい低価格で契約した場合には業務の適正な履行が確保されず、市民サービスの質の低下につながる恐れがあることを理由に、令和2年度入札から最低制限価格を適用している。

また、本委託契約に係る手続については資源物等収集運搬業務委託契約に関する要領等に基づき、次のような手順により実施している。

令和4年度契約の空き瓶収集運搬業務委託、空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（川崎区）及び（幸区）を事例として、時系列的に手続の流れを説明する。

令和4年3月に資源物等収集運搬業務委託検討委員会を開催し、同年4月に競争入札参

加希望者の募集を行い、資源物等収集運搬業務委託競争入札参加希望調書を提出していた
だき、資源物等収集運搬業務委託契約に関する入札参加資格等審査委員会による入札参加
資格を審査して、同年5月に環境局指名業者選定及び推薦委員会での審査、そして、その
審査結果を通知している。

そして、同年5月から6月に入札説明会を開催し、同年7月に入札執行、落札業者の決
定、契約となる。令和5年1月には本市主催の業務責任者研修を座学で実施し、同年3月
に車両を用いた処理施設での搬入研修の実施といった流れで契約を行っているところであ
る。

次に、収集運搬業務委託の変遷について、説明する。

本市の収集運搬業務委託は、平成18年4月にミックスペーパーのモデル収集を川崎
区、幸区の約4200世帯で先行実施した後、平成20年4月から粗大ごみ収集の委託を
全市5地域に展開したことを皮切りに、平成23年4月には空き瓶の一部の地区が、平成
27年には空き缶・ペットボトルの一部の地区において委託が実施され、令和5年度まで
に7業務32契約を締結している。令和6年度には、新規業務となる普通ごみ等、こちら
普通ごみは川崎区と多摩区・麻生区の2地域が追加され、7業務34契約となる。

令和5年度については、令和6年度に契約更新となるミックスペーパー（全市5地
域）、プラスチック製容器包装等（全市5地域）、小物金属（全市5地域）、空き缶・ペッ
トボトル等（中原区、高津区・宮前区）、新規業務となる普通ごみ等（川崎区、多摩区・
麻生区）の入札19件を行い、契約を締結した。

次に、住民監査請求書の記載事項に対する市の認識についてである。

令和5年10月18日付け川崎市職員措置請求書によれば、請求人は、「本市職員が令
和4年度に入札を行った空き瓶収集運搬業務委託（中原区）及び空き缶・ペットボトル収
集運搬業務委託の落札業者から、必要な車両と人員が不足する旨の相談を受けた際、入札
の辞退を指導すべきところ、前年度の委託業者から車両の有償譲渡及び従業員を再雇用す
るよう指導したことが実質的な再委託となり、本来必要のない車両譲渡費用が発生し、そ
の経費が委託費用に転嫁されている可能性がある」と主張している。

また、「今回の本市職員が行った落札業者への指導は、入札の競争性を損なうものであ
り、業者との癒着や談合が疑われても仕方がないと言わざるを得ません」と主張し、さら
に「こうした業者と行政の馴れ合いの中で、令和5年度入札のミックスペーパー収集運搬
業務委託において、予定価格1台当たりの積算を確認したところ、区の面積が7区で一番
狭く、かつ山坂もない幸区が一番高い設定となっていることが、不適正な委託料が設定さ
れており、積算根拠には妥当性がない」と主張している。

これらにより、市の損害が発生しているので、行政職員の恣意的な判断により、入札の
公平性が損なわれることがないよう、当該行為を事前に防止するために必要な審査機能強
化の改善措置を求めたものとする。

本件請求書に記載された論点について、本市の考え方を整理した上で、委託業者間にお

ける車両の譲渡、従業員の新籍及び委託料設定について違法又は不当でないことを以下で説明する。

事実経過だが、前委託業者から車両有償譲渡及び従業員再雇用の落札業者への指導については、時系列的にこれまでの流れを、途中までは先程と一緒に、令和4年7月の入札執行以降を少し説明させていただきたいと思う。

令和4年7月に入札を執行して、落札業者の決定、契約を行った。

令和4年7月下旬から8月上旬頃にかけて、空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（幸区）の相談を受け、当時の担当係長が回答している。

令和4年9月、空き瓶収集運搬業務委託（中原区）と空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（川崎区）の相談を当時の担当係長が受けて回答しているといった流れになっている。

その時の相談事項について、説明する。

空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（幸区）についてだが、相談時期は7月下旬から8月上旬、契約後、次期委託業者が来庁した際に相談を受けた。

相談概要及び回答については、次期委託業者から、人員は自社ホームページ等で募集を開始しており、待機する場所も確保済みで問題ないと考えている、収集車は、中古車を調査中で、新車についてもメーカーに相談を開始した、いずれも業務開始に向けてどうにか用意できる見込みはある、そうした矢先に、前の委託業者から現在雇用している人員と活用中の収集車について、令和5年4月1日から使ってもらいたいとの相談を受け、前委託業者からの提案を受けることは可能なのかといった相談を受けた。

この相談に対して、担当係長は、提出されている入札参加希望調書でも、今後雇用予定としていること、車両も調達予定としていたことから、手段としては問題ないと考え、業務開始の令和5年4月1日時点で新委託業者の従業員となる契約を各労働者と締結していれば問題なく、また、機材についても同様に、車検証上の名義の変更手続を行っていれば問題はない、ただし、これらの対応により、令和5年3月31日までの業務に滞りが出ないようにすることも必要と回答したところである。

次に、空き瓶収集運搬業務委託（中原区）と空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（川崎区）についてだが、相談時期は令和4年9月、こちらは契約後、次期委託業者が来庁した際に相談を受けた。

相談概要及び回答については、次期委託業者から、空き缶・ペットボトル、空き瓶の業務について、それぞれの前の委託業者から人員と機材を受け入れて活用することはできるか相談を受けているが可能かといった相談を受けた。

この相談に対して、担当係長は、空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（幸区）の次期委託業者に説明したとおり、提出されている入札参加希望調書でも今後雇用予定としていること、車両も調達予定としていたことから、手段としては問題ないと考え、業務開始の令和5年4月1日の時点で次期委託業者の従業員となる契約を各労働者と締結して

いれば問題ない、また、機材についても同様に、車検証上の名義の変更手続を行っていれば問題はない、ただし、これらの対応により、3月31日までの業務に滞りが出ないようにすることも必要と回答したところである。

補足説明として、資源物等収集運搬業務委託契約約款、収集運搬業務委託仕様書において再委託の禁止、運搬車両のサイズや調達台数、人員の雇用について定めており、再委託の禁止、人員については次のとおりとしている。

契約約款では、「再委託の禁止」、こちらは第5条で、受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならないとしている。

次に、委託仕様書の「12 人員について」では、「(1) 本業務に必要な人員は、地元での雇用促進に配慮し、受注者が直接雇用すること、また、資格を有する作業は必ず有資格者が行うこと。」「(2) 契約の履行にあたり、下請けの使用、協力会社及び関連会社並びに組合にあっては組合を構成する法人からの人員の提供を受けてはならない。」と規定しているところである。

ミックスペーパー収集運搬業務委託についてだが、積算書の作成手続等について、時系列的に説明させていただく。

令和4年8月末頃に、令和5年予算要求の予算確保に当たり積算書を設計している。

令和5年5月上旬、入札説明会の開催を行い、その後、入札説明書・仕様書について説明、同年6月上旬に入札執行、落札業者の決定、契約を行い、令和6年1月に本市主催の研修、そして3月にも搬入研修の実施を行うといった流れで、ミックスペーパーの収集運搬業務委託については手続を進めている。

次に、本件請求における違法性または不当性についてである。

「前委託業者から車両有償譲渡及び従業員再雇用の落札業者への指導（実質的な再委託）」についてだが、本件請求書では、必要な車両及び人員が不足する旨の相談を受けた際、「本来であれば入札を辞退するよう指導すべきところ、前年度の受託業者から車両の有償譲渡及び従業員を再雇用するよう落札業者を指導したことが実質的な再委託になる」と主張しているが、再委託とは、業務委託について業務を引き受けた業者がその業務をさらに別の業者に委託することを指すと考えている。車両の名義や雇用主の変更が適正に変更されており、落札業者が第三者に委託をしているものではないことから、約款で禁止している再委託には当たらないと考えている。

なお、車両の有償譲渡や従業員の雇用を新しく委託する業者が新規雇用することは、清掃委託や有人の警備委託などの委託業務の手法としては一般的に行われていることであり、当該契約については、本市に提出される収集運搬業務変更届出書及び添付される車検証、雇用契約書、労働条件通知書、雇用保険の写しにより、業務開始前に車両の名義、雇用主が変更されていることを確認している。

また、本市職員は、落札業者から、車両や人員確保の手段として、前委託業者から車両を購入することや従業員を雇用することは可能かとの相談を受けたものであり、人員が不

足する旨の相談を受けたものではなく、また、添付している仕様書において、契約の履行に当たり、下請の使用、協力会社及び関連会社並びに組合にあっては組合を構成する法人からの人員の提供を受けてはならないとされており、前委託業者の車両名義や雇用では業務を行うことができないことから、業務開始前に車両名義や雇用に適切に整えるよう本市職員は回答したものであり、恣意的な判断に基づくものではない。

以上のことから、請求者の主張する実質的な再委託には該当せず、また、本市職員の方にも何ら違法性、不当性はないと考えている。

次に、ミックスペーパー収集運搬業務委託の積算算出根拠の妥当性についてだが、収集運搬業務委託の積算に当たっては、収集地区の収集量や走行距離等を考慮した上で定数車を決定している。定数車が決定した後に、定数車両を稼働するために必要な運転手、作業員の2名分に加え、事務処理作業に必要な事務職員、業務責任者分を人件費として計上している。

また、車両については、故障時等の対応として、定数車に加え、予備車1車分の購入金額を設計金額に入れている。

したがって、事務職員や業務責任者等の人件費と予備車両購入費は業務規模の大小に関わらず同額となるよう積算しており、この固定費を含めた委託費を定数車両で割り戻していることから、定数車数の少ない幸区の場合には定数車2車となり、1車当たりの金額が大きくなるのは当然である。

また、幸区は毎週金曜日に定数車両での収集が困難であることを理由に、予備車を活用するため、人件費と燃料費も積算に入れていること、さらに、資源物の搬入先は浮島処理センターに搬入をしているが、車両定数が同程度の川崎区と比較して搬送距離が長く、燃料費が増えていることも、1車当たりの積算額が大きくなる要因となっている。

以上のことから、本市では、設計に当たっては人件費、車両購入費等を積み上げて適正に予定価格を算出しており、1車当たりの金額で積算は行っていない。

仮に、ミックスペーパー収集運搬業務委託の予定価格を、各地区の定数車数を用いて予定価格1車当たりを算出した場合には、幸区の1車当たりの金額がほかの地区と比べて高くなることは当然であり、それをもって予定価格の積算が不適切であると主張するのは妥当ではない。

次に、本市に損害が発生したとの主張についてである。

請求人は、「今回の指導により落札業者は本来必要のない車両の譲渡費用等が発生し、その経費が委託費用に転嫁されている可能性がある」と主張しているが、入札に当たっては、委託料の積算において車両購入費用を計上しており、本件請求書にある車両譲渡費用が発生した場合も対応できる委託料を設定し、入札を実施している。

また、「今回の職員が行った落札業者への指導は、入札の競争性を損なうものであり、業者との癒着や談合などを疑われても仕方ない」と主張しているが、談合とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律で規制されている、競争入札であるにも関わら

ず、入札参加者が事前に落札者や金額を取り決める不正行為を指すと考えているが、業者間における車両や人員の異動等について、不当な取引制限に該当する事実を把握していない現状であっては、不当な取引制限があったとは認められないため、競争性が失われることはないと考えている。

また、「業者との馴れ合いの中で、ミックスペーパー収集運搬業務委託における不適切な委託料金設定がなされ、結果、市に損害が発生した」と主張しているが、既に述べたとおり、ミックスペーパー収集運搬業務の委託料設定については適正なものであり、市に損害は生じていない。

措置請求内容についてである。

「行政職員の恣意的な判断により入札の公平性が損なわれることがないように、当該行為を事前に防止するために必要な審査機能の強化などの改善措置を求める」とのことであるが、既に述べたとおり、本市職員による恣意的な判断はないと認識している。

最後に、まとめとして、以上のことから、請求者の主張する実質的な再委託には該当せず、行政職員による入札が損なわれる恣意的な判断及び委託事業者への指導は行われておらず、車両譲渡に対する委託料の設定を含め、ミックスペーパー収集運搬業務の委託料設定についても適正なものであり、市に損害は生じていない。

したがって、本件請求に対して、いずれも監査請求人の主張に根拠はないことから、却下または棄却されるべきものである。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。